

添付文書に定める用法用量と異なる高濃度のカリウム注射剤の使用について

当院では、カリウム注射薬を通常より濃い濃度で使用する治療法について、さまざまな診療科の医師や専門スタッフで構成される複数の委員会で、その妥当性と安全性を慎重に検討し、承認されています。

この治療法が必要となった場合に、すぐに対応できるよう、通常は事前に患者さんからの同意を得ることになりますが、一人ひとりに同意を求めるのではなく、病院のホームページで公開する形を取らせていただきます。

ただし、この高濃度のカリウム注射は、添付文書(製品の説明書)の記載と異なる使い方になります。万が一、副作用が出た場合、国の「医薬品副作用被害救済制度」の対象外となる可能性があることをあらかじめご理解ください。

実施内容	添付文書の定めと異なる用法用量による高濃度注射用カリウム製剤の重症の低カリウム血症の補正
対象者	当院で治療を受ける患者で低カリウム血症を来した患者
対象医薬品	<ul style="list-style-type: none">・ KCL 注 20mEq キット 20mL・ アスパラギン酸カリウム注 10mEq キット 10mL
目的・概要	低カリウム血症の治療は、通常、内服薬や注射剤を使用します。カリウム注射液は、添付文書(製品の説明書)では薄い濃度(40mEq/L 以下)で、ゆっくりと(20mEq/時以下)投与し、1日の総量も 100mEq を超えないよう定められています。しかし、重症な場合や血清カリウム値を急いで補正する必要がある場合は、添付文書の記載を超える濃度(200mEq/L)のカリウム注射液を使用する場合があります。当院救命救急センターでは、1日の総投与量を 200mEq まで増量して治療を行うことがあります。ただし、投与スピードは添付文書どおりのゆっくりとした速度に従います。
予測される不利益と対策	高濃度カリウム製剤の補充により、予想より血清カリウム値が上昇し、重篤な不整脈や心不全を来すことがあります。そのため投与時は、心電図モニターを装着し、頻回に血清カリウム値を測定します。異常が認められれば、すぐに減量・中止を検討します。 低カリウム状態が改善され次第、高濃度カリウム製剤の使用は終了し、添付文書に定められた低濃度の用法用量の治療へ移行します。

	高濃度投与は、一時的な対応であり、リスクを伴うため、患者さんの状態をモニタリングしながら慎重に行います。命に係る重症時の対応として、医療スタッフ一同、万全の体制で臨みます。
承認日	2022年6月1日
実施期間	承認日より実施
問い合わせ先	〒241-0811 横浜市旭区矢指町 1197-1 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院 医薬品情報室 電話番号：045-366-1111（内線 4101） または、主治医に直接お問い合わせ下さい